

上下水道料金の冬期概算を精算します

問 上下水道課 業務係 ☎ 025 - 784 - 4853

精算額について

一部を除き、5月の検針により冬期間の概算請求分を6月の請求で精算します。

なお、概算請求は、原則として前年の冬期間における使用水量の実績で計算しています。

この冬の間に

※「家族の人数が増えた」

※「水を多く使う器具を取り付けた」

※「凍結防止のため水を出していた」

などの場合、精算後の請求額がいつもより多くなることがあります。あらかじめご了承ください。

郵便はがき 湯沢局 料金後納郵便

6月分 上下水道料金のお知らせ
令和7年 月 日

冬期概算期間中（1月～5月）の精算による6月の上下水道料金をお知らせします。
納付の場合はいつもと同じ方法でお納めください。
（納付書が発送されるか、口座から振替されます。）
滞付の場合は後日こちらからお返ししますので早くお持ちください。

〒949-6102 湯沢町大字神立300番地

湯沢 一郎 様

お客様番号

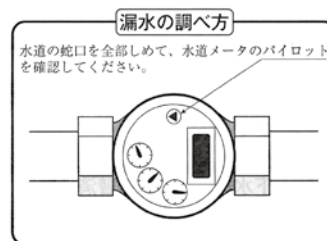
湯沢町役場 地域整備部上下水道課
〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
電話番号 (025) 784-4853

使用場所 (備考)	精算結果	6月分は	8,910 円	の納付です。
精算の内訳	概算期間中の 確定金額(円)	前月分までの 概算金額(円)	差引 算出金額(円)	5月の 前払金額(円)
上水道	水 量 150 (m ³)	120 (m ³)	30 (m ³)	
料 金	19,800	15,840	3,960	
下水道	水 量 150 (m ³)	120 (m ³)	30 (m ³)	
料 金	24,750	19,800	4,950	

◇「6月分上下水道料金のお知らせ」は
6月中旬にお送りします。

漏水はありませんでしたか？

冬期間に漏水があり、いつもよりメーターが多く回っている場合、一度に多くの料金を請求されることがあります。冬期間、水道管の破裂や器具の損傷などで漏水があり、湯沢町指定の給水装置工事店にて修理された方は、お手数ですがお早めにご連絡ください。



6月1日～7日は水道週間です！

第67回水道週間スローガン 透き通る 誇れる水に 感謝する

大切な水源を守るため、この機会に水と水道について考えるとともに、普段からの節水にご協力をお願いします。

節水のポイント

- ・歯みがきの際は流しっぱなしに気をつけましょう。
- ・食器を洗う際、油污れのひどいものはあらかじめ紙等でふき取ってから洗いましょう。

問 上下水道課 施設係 ☎ 025 - 784 - 4853



【出典】公益社団法人日本水道協会

地籍調査のお知らせ

問 税務課 資産税係 ☎ 025 - 784 - 3452

湯沢町では現在国土調査（地籍調査）を実施しており、今年度は大字湯沢（楽町・下中・幅下・諏訪・愛宕・湯元）地区を中心とした区域の調査を行います。

現地での境界立会等につきましては、8月初旬から予定しておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。（対象者には後日通知いたします。）

